

令和元年度版

事業概要

(平成30年度実績)

三重県障害者相談支援センター

目 次

第1	概要	1
1	沿革	
2	名称・所在地・建物配置図等	
3	所管区域	
4	組織及び職員配置	
第2	業務内容	7
1	総務・身体障害者支援課	
2	知的障害者支援課	
第3	平成30年度業務実績	12
1	総務・身体障害者支援課	
(1)	身体障害者手帳の交付事務処理件数	
(2)	年度別身体障害者手帳交付事務処理件数	
(3)	身体障害者手帳交付者数	
(4)	身体障害者福祉法第15条指定医師	
(5)	市町別療育手帳交付事務処理件数	
(6)	年度別療育手帳交付事務処理件数	
(7)	療育手帳交付者数	
(8)	相談業務	
(9)	判定業務	
(10)	判定等実施状況	
(11)	判定依頼件数の過去5年間の推移	
(12)	来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移	
(13)	判定依頼状況の過去5年間の推移	

- (14) 更生医療の判定件数
- (15) 補装具判定の状況
- (16) 研修の状況
- (17) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務
- (18) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

2 知的障害者支援課

- (1) 年度別相談人員の推移
- (2) 相談形態割合
- (3) 相談判定処理状況
- (4) 市町別相談判定状況
- (5) 男女別年齢別相談件数
- (6) 男女別程度別相談件数
- (7) 生活活動状況別相談割合
- (8) 地域支援の状況
- (9) 研修の状況

3 地域支援課

- (1) 相談支援事業
- (2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援
- (3) 人材育成支援事業
- (4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定及び交付を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、障がい当事者への相談支援の充実にに向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合され、障害者相談支援センターとなりました。

また、統合時に当センターに新たに「地域支援課」を設置し、障がい者相談支援体制強化事業及び人材育成事業を本庁から移管・実施するとともに、各障害保健福祉圏域に設置されている「相談支援センター」の機能の充実にに向けた支援や、「協議会」の活性化を図る地域支援を行ってきました。

さらに、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、この法律により県は「障害者権利擁護センター」としての機能を果たすことが義務付けられました。そこで障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

平成31年4月、組織改正により当センターの「地域支援課」「三重県障害者権利擁護センター」は、県庁内 子ども・福祉部障がい福祉課に移管されました。

1 沿革

(1) 身体障害者更生相談所の沿革

昭和27年10月 三重県民生部厚生課内に設置

昭和30年6月 三重県身体障害者更生指導所(津市藤方2283-1)
の設置に伴い移転

昭和 60 年 4 月 三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670 番地 2）の整備に伴い、同センター内に移転

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」（津市一身田大古曾 670 番地 2）として身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合

（2）知的障害者更生相談所の沿革

昭和 35 年 7 月 1 日 三重県身体障害者更生指導所（津市藤方 2283-1）内に併置

昭和 39 年 4 月 1 日 精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」（津市城山 1 丁目 12-2）内に移転・併置

昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所（津市鳥居町 258）内に移転・併置

平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築（津市一身田大古曾字雁田 694-1）に伴い移転

平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重県樹心寮」を統合し、「知的障害者福祉センターはばたき」（津市城山 1 丁目 12-2）を整備、移転

平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したことに伴い、名称が知的障害者更生相談所に変更

※ 更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設として運営

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合され、三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670 番地 2）内に移転

2 名称・所在地・建物配置図等

- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2
TEL 059-236-0400 (総務・身体障害者支援課)
059-232-7356
059-232-7531 (知的障害者支援課)
FAX 059-231-0687
E-mail shogaic@pref.mie.lg.jp
HP <http://www.pref.mie.lg.jp/SHOGAIC/HP/>

・案内図



交通：JR一身田駅から徒歩約10分

津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」

「人権センター口」からは徒歩約3分

・建物配置図等（三重県身体障害者総合福祉センター）

※ 三重県障害者相談支援センター使用部分



※ 配置については、一部変更される場合があります。

※ 三重県身体障害者総合福祉センター（平屋建て）

敷地面積 66,417.71 m²

建物延べ面積 8,172.30 m² (396.235 m²)

() は、三重県障害者相談支援センターの面積【玄関等共用面積を除く】

3 所管区域

三重県全域

(9 障害保健福祉圏域)

14 市 15 町



平成 31 年 4 月 1 日

地域名	総数	男	女	人口比率	世帯数	世帯比率	範囲
桑名	216,584	107,252	109,332	12.2%	85,779	11.6%	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡
四日市	376,237	187,916	188,321	21.1%	159,412	21.5%	四日市市・三重郡
鈴鹿	245,734	122,567	123,167	13.8%	101,585	13.7%	鈴鹿市・亀山市
津	275,223	133,771	141,452	15.4%	117,086	15.8%	津市
松阪	206,102	98,892	107,210	11.6%	82,391	11.1%	松阪市・多気郡
伊勢	231,651	108,886	122,765	13.0%	95,968	13.0%	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀	164,145	79,544	84,601	9.2%	66,141	8.9%	名張市・伊賀市
尾鷲	31,613	14,668	16,945	1.8%	15,311	2.1%	尾鷲市・北牟婁郡
熊野	34,901	16,082	18,819	2.0%	16,345	2.2%	熊野市・南牟婁郡
合計	1,782,190	869,578	912,612	100.0%	740,018	100.0%	

4 組織及び職員配置（平成31年4月1日現在）

所長（事務）		1名
総務・身体障害者支援課	課長（事務）	1名
	事務	3名
	技術	1名
	看護師	2名
	業務補助職員	2名
	医師（非常勤嘱託）	9名
知的障害者支援課	課長（事務）	1名
	ケースワーカー	3名
	（事務2名、技術1名）	
	心理判定員	4名
	医師（非常勤嘱託）	1名

【再掲】

事務吏員	8名
技術吏員	8名
業務補助職員（事務）	2名
嘱託医	10名

第2 業務内容

1 総務・身体障害者支援課

(1) 身体障害者手帳の交付業務

平成18年度から身体障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項医師の指定業務

(3) 療育手帳の交付業務

平成18年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(4) 身体障害者福祉法第11条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325001号）により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- ・ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定業務

(5) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

(ア) 身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定

(イ) 補装具の処方及び適合判定

(ウ) 施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

(6) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、三重県内の障害者支援施設（旧療護施設）への入所について、サービスを受ける必要性の高い入所希望者に優先的に入所していただくため、入所に関する手続き及び基準を明示し、それに基づいて各施設が「入所基準」を策定・運用しています。

重症心身障害者については、療養介護（鈴鹿病院・三重病院・済生会明和病院）の利用（入所）を希望する18歳以上の者を対象に利用調整を実施しています。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

(7) 調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

(8) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

保険医療機関、保健薬局などからの申請により、育成医療、更生医療を担当する指定自立支援医療機関を指定します。

(9) その他庶務、経理業務

2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令第1条、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325002号）により以下の業務を行っています。

- ・ 市町の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報提供その他必要な援助（市町が施設入所させて更生援護を行い、

又は更生援護を行うことを委託する措置に係るものに限る。)

- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的判定
- ・ 障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の支給決定に際し意見を述べ、また、技術的事項について協力並びに援助
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認められた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付

(1) 相談・判定

知的障がい者の生活全般にわたり、市町を通じて本人、家族その他からの相談に応じ、医学的及び心理学的判定等を行い、その福祉に寄与するために必要な支援を行っています。

① 実施方法

ア 来所相談

障害者相談支援センターにおいて、対象者に関する各種相談を受け、必要に応じて心理学的判定等を実施しています。

イ 巡回相談

障害者相談支援センターから遠隔地である等の事情により、年間計画を立てて居住市町等へ出向き、相談、判定に応じています。

② 相談内容

ア 施設相談

障害者支援施設等への入所、通所利用に関する相談

イ 職親委託相談

生活指導及び技能習得訓練等を受けるための職親委託に関する相談

ウ 職業相談

職業に就かせることについての相談又は職業安定所等への紹介の相談

エ 医療保健相談

医療又は保健指導等の相談及び医療保健施設等への紹介依頼の相談

オ 生活相談

生活保護法の適用等経済的問題に関する相談及び日常生活上の悩みや不
適応行動、余暇活動等に関する相談

カ 教育相談

特別支援学校高等部等の学校教育や卒業後の進路に関する相談のほか、
家庭における教育等に関する相談

キ 療育手帳相談

療育手帳に関する相談

ク その他の相談

ア～キのいずれにも該当しない相談

③ 判定内容

ア 医学的判定

精神医学的診断に基づき判定を行ったもの

イ 心理学的判定

心理学的諸検査及び観察等により心理学的判定を行ったもの

ウ 職能的判定

動作能力、作業素質及び生活環境等により適職の判定を行ったもの

エ その他の判定

ア～ウのいずれにも該当しない判定

④ 判定書等の交付

相談、判定の結果について、市町あてに判定・意見書を交付し、市町が実
施する援護について専門的技術的支援を行っています。また、知的障がい者
の生活の安定、向上を図るため、社会保障上の制度活用に関する判定書（各
種証明書等）を交付しています。

(2) 地域支援

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に出席し、困難事例等に対する支援
検討、関係機関によるネットワーク構築のための協議等を行うほか、必
要に応じて助言や提案を行っています。

② 入所調整

知的障がい者の施設入所希望に関する情報の集約及び入所待機者名簿

の管理、施設の入退所状況のとりまとめを行い、市町相互間の連絡調整及び市町、施設に対する情報の提供等を行っています。

③ 行動観察事業

地域生活において何らかの不適応や支援上の困難性を抱えた在宅等の知的障がい者に対し、一時的に入所施設（障害者支援施設「城山れんげの里」）を利用して行動観察を行い、再度地域での生活が可能となるように支援しています。

（3）関係機関への支援

・三重県地域生活定着支援センター

知的障がいを有するため、又は知的障がい疑われるために福祉的な支援を必要とする矯正施設及び更生保護施設等の退所予定者又は退所者のうち、18歳以上の者で援護を実施する市町が定まっておらず、判定を受けることを同意している者について、三重県地域生活定着支援センターの依頼により、社会復帰及び地域生活への定着支援に資するよう知的障がいの判定を行っています。

（4）研修

地域生活支援の視点で、市町職員をはじめとする知的障がい者支援従事者に対して研修を行い、資質の向上を図っています。

第3 平成30年度業務実績

1 総務・身体障害者支援課

(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

		視 覚	聴 覚 平 衡	音声言語 ・そしゃく	肢 体 不自由	脳原性	心 臓	じん臓
交付・ 処理 件数	新規交付	330	414	75	2,510	70	914	575
	再交付(認定)	290	247	44	1,132	91	783	345
	再交付(取替)	109	103	21	517	19	160	65
	居住地変更	88	128	19	633	53	125	75
	返還	283	365	80	2,406	28	624	442
	県内転入	16	32	4	149	3	33	23
	県外転出	10	29	5	97	6	30	8
合計		1,126	1,318	248	7,444	270	2,669	1,533

		呼吸器	ぼうこう 直 腸	小 腸	肝臓	その他	合 計
交付・ 処理 件数	新規交付	302	509	5	40	14	5,758
	再交付(認定)	73	187	9	10	0	3,211
	再交付(取替)	15	34	0	2	7	1,052
	居住地変更	16	35	1	10	7	1,190
	返還	238	372	1	25	2	4,866
	県内転入	2	12	1	1	8	284
	県外転出	1	11	0	1	2	200
合計		647	1,160	17	89	40	16,561

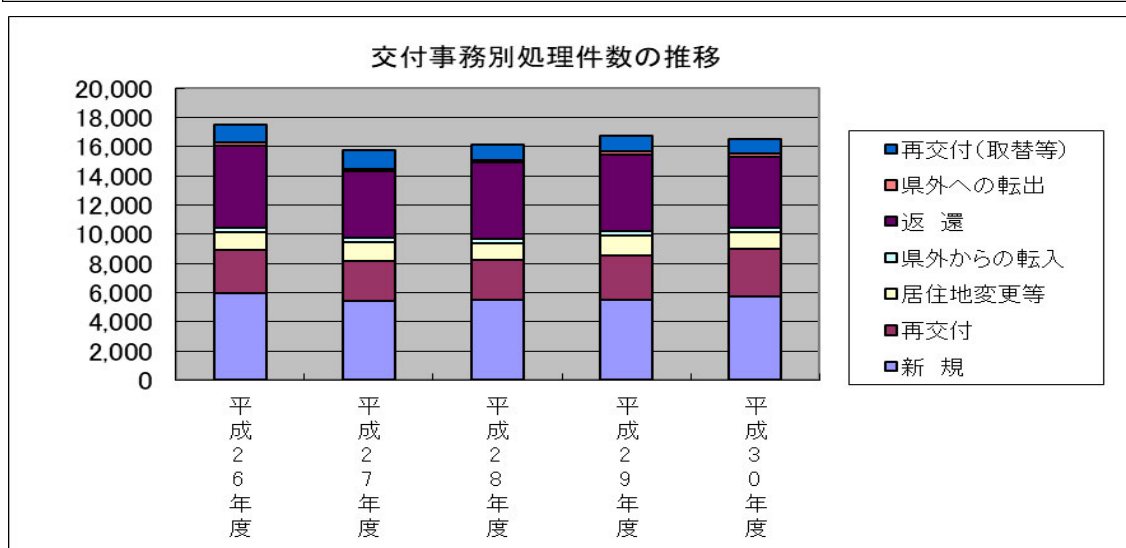
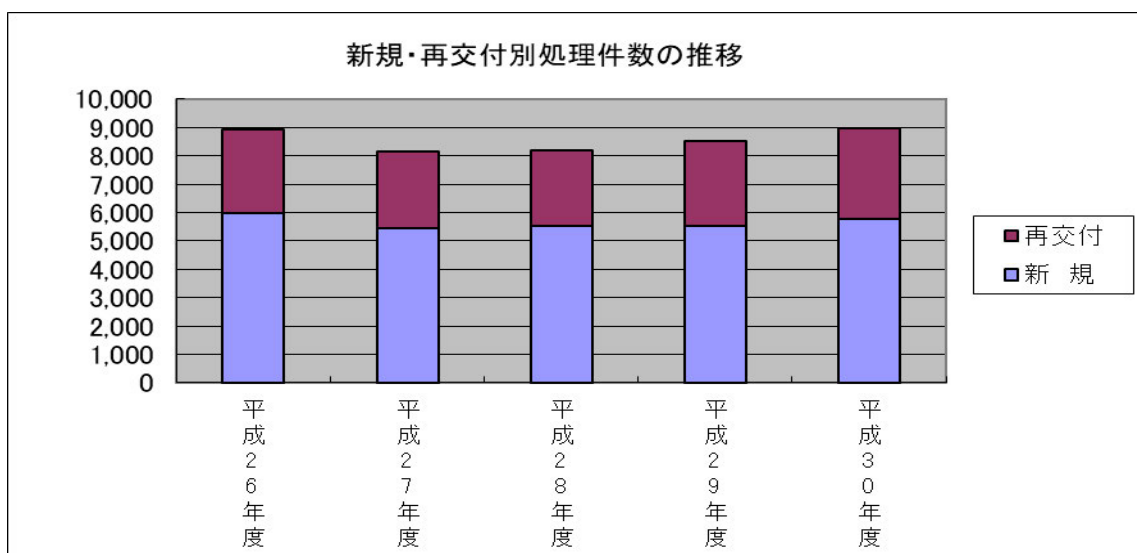
身体障害者手帳市町別交付事務処理件数

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

市町名	新規 交付	再交付 (認定)	再交付 (取替)	居住地 変更	返還	県内 転入	県外 転出	計
津市	818	502	152	222	758	42	31	2,525
四日市市	814	576	170	223	566	38	25	2,412
伊勢市	469	225	93	82	407	16	9	1,301
松阪市	508	244	97	92	449	31	16	1,437
桑名市	372	184	78	89	378	24	25	1,150
鈴鹿市	634	334	137	119	375	22	25	1,646
名張市	255	149	47	52	206	23	12	744
尾鷲市	83	57	13	8	73	4	6	244
亀山市	205	82	22	22	124	3	10	468
鳥羽市	80	52	17	9	81	1	3	243
熊野市	76	50	7	12	54	6	1	206
いなべ市	133	71	15	41	155	13	4	432
志摩市	230	119	22	26	189	7	7	600
伊賀市	304	166	74	43	300	25	6	918
市計	4,981	2,811	944	1,040	4,115	255	180	14,326
木曾岬町	43	20	0	2	22	1	1	89
東員町	75	43	9	11	87	3	2	230
菰野町	119	60	19	21	136	6	3	364
朝日町	16	14	1	8	15	0	2	56
川越町	30	14	5	9	29	4	0	91
多気町	54	34	8	4	45	0	0	145
明和町	82	37	19	12	53	0	1	204
大台町	37	17	6	1	42	0	0	103
玉城町	41	18	6	8	38	0	0	111
度会町	25	12	7	3	23	1	1	72
大紀町	32	17	1	7	63	0	0	120
南伊勢町	84	31	9	39	75	1	2	241
紀北町	81	38	6	16	58	4	2	205
御浜町	26	14	5	2	26	6	6	85
紀宝町	32	31	7	7	39	3	0	119
町計	777	400	108	150	751	29	20	2,235
合計	5,758	3,211	1,052	1,190	4,866	284	200	16,561

(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規	5,974	5,458	5,517	5,516	5,758
再交付	3,220	2,953	2,688	3,025	3,211
小計	8,927	8,146	8,146	8,541	8,869
居住地変更等	1,243	1,355	1,174	1,391	1,190
県外からの転入	299	302	329	260	284
返還	5,595	4,544	5,205	5,299	4,866
県外への転出	213	173	167	178	200
再交付(取替等)	1,243	1,244	1,087	1,112	1,052
合計	17,726	15,744	16,164	16,781	16,561



(3) 身体障害者手帳交付者数 (平成31年4月1日現在)

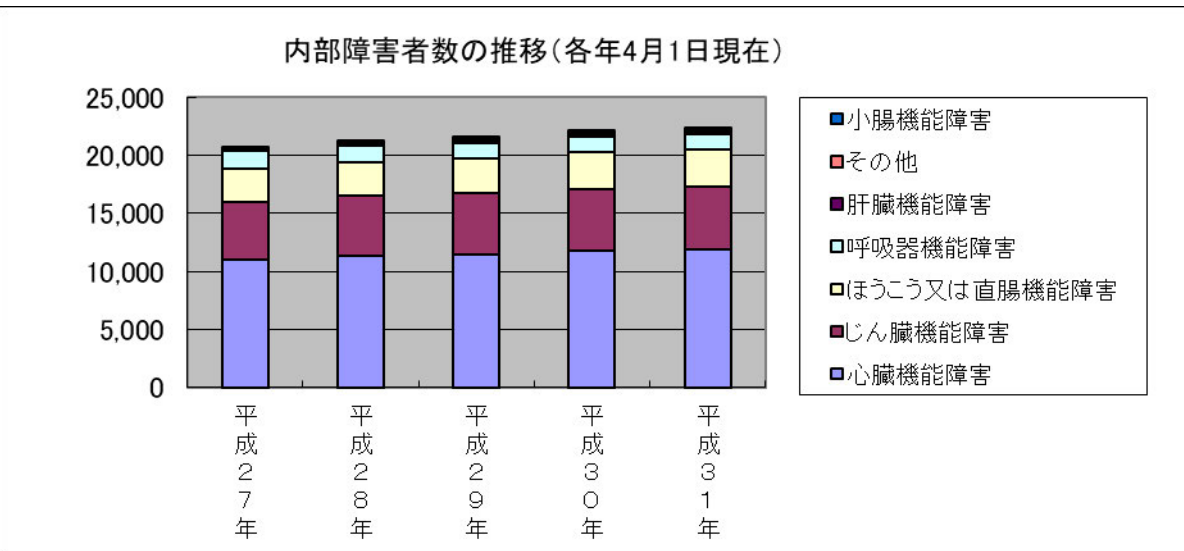
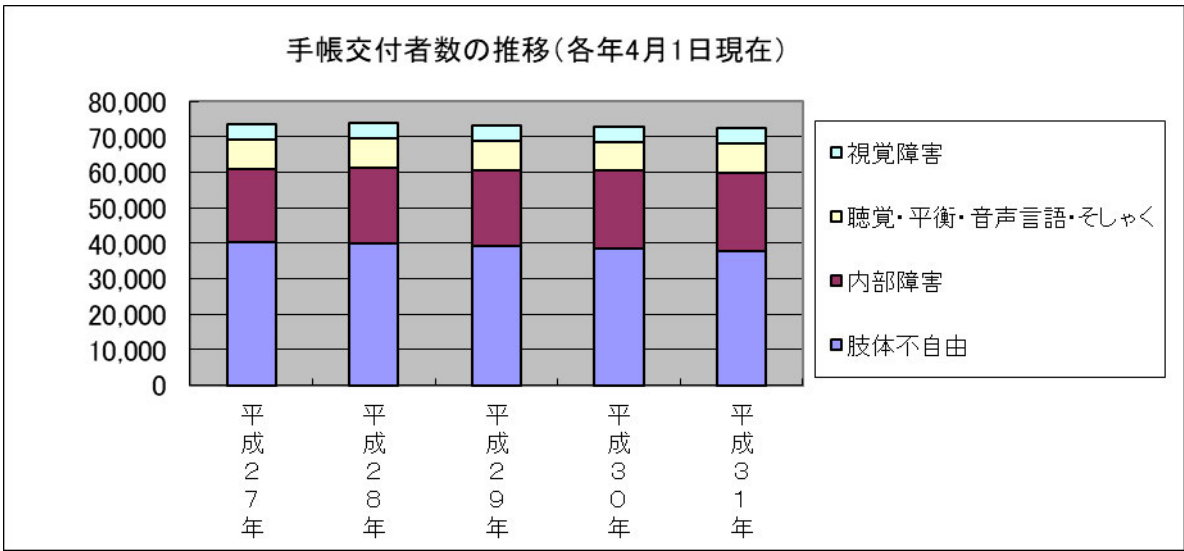
等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障害別 構成比	
障害別										
視覚障害	児	28	6	6	1	11	3	55	5.9%	
	者	1,500	1,278	337	310	540	296	4,261		
	計	1,528	1,284	343	311	551	299	4,316		
聴覚又は 平衡機能障害	児	2	74	24	25	0	39	164	10.1%	
	者	356	1,636	1,066	1,301	41	2,781	7,181		
	計	358	1,710	1,090	1,326	41	2,820	7,345		
音声,言語機能 又はそしゃく 機能障害	児	0	1	2	5			8	1.3%	
	者	109	106	428	302			945		
	計	109	107	430	307	0	0	953		
肢体不自由	児	414	336	90	18	69	11	938	51.9%	
	者	6,457	6,883	8,012	10,239	3,284	1,844	36,719		
	計	6,871	7,219	8,102	10,257	3,353	1,855	37,657		
内 部 障 害	心臓機能障害	児	62	1	53	16			132	16.3%
		者	8,114	67	1,796	1,753			11,730	
		計	8,176	68	1,849	1,769	0	0	11,862	
	呼吸器機能障害	児	9	0	6	1			16	1.9%
		者	310	25	769	231			1,335	
		計	319	25	775	232	0	0	1,351	
	じん臓機能障害	児	7	0	0	0			7	7.5%
		者	5,040	12	263	107			5,422	
		計	5,047	12	263	107	0	0	5,429	
	ぼうこう又は 直腸機能障害	児	2	0	10	12			24	4.4%
		者	18	13	200	2,945			3,176	
		計	20	13	210	2,957	0	0	3,200	
	小腸機能障害	児	1	0	3	1			5	0.1%
		者	16	2	7	41			66	
		計	17	2	10	42	0	0	71	
	肝臓機能障害	児	20	0	0	0			20	0.3%
		者	132	21	15	18			186	
		計	152	21	15	18	0	0	206	
	その他	児	0	0	0	0			0	0.3%
		者	37	107	81	15			240	
		計	37	107	81	15	0	0	240	
	(内部障害計)	児	101	1	72	30	0	0	204	30.8%
		者	13,667	247	3,131	5,110	0	0	22,155	
		計	13,768	248	3,203	5,140	0	0	22,359	
合計	児	545	418	194	79	80	53	1,369	100.0%	
	者	22,089	10,150	12,974	17,262	3,865	4,921	71,261		
	計	22,634	10,568	13,168	17,341	3,945	4,974	72,630		
等級別構成比		31.2%	14.6%	18.1%	23.9%	5.4%	6.8%	100.0%		

※ 複数の障がいのある方は、最重度の障がいの種別とし、総合等級で整理している。

身体障害者手帳市町別交付者数

(単位:人)

障害区分 市町名	視 覚	聴 覚・ 平 衡	音 声 言 語 そ し ゃ く	肢 体 不 自 由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心 臓	呼 吸 器	腎 臓	膀 胱 直 腸	小 腸	肝 臓	そ の 他	計	児	者	
津市	717	973	115	6,030	1,696	170	790	457	11	36	0	3,160	240	10,755	10,995
四日市市	716	1,038	227	5,033	1,844	137	818	449	4	28	0	3,280	225	10,069	10,294
伊勢市	317	606	58	2,512	929	99	367	214	2	19	0	1,630	101	5,022	5,123
松阪市	371	697	96	3,515	1,025	130	510	306	9	18	0	1,998	146	6,531	6,677
桑名市	259	379	49	2,150	899	83	307	225	9	9	0	1,532	83	4,286	4,369
鈴鹿市	416	769	72	4,009	1,100	181	682	383	13	25	0	2,384	178	7,472	7,650
名張市	176	360	41	1,865	517	57	221	129	6	8	0	938	60	3,320	3,380
尾鷲市	53	98	14	573	179	21	105	53	2	3	0	363	11	1,090	1,101
亀山市	110	205	25	1,117	279	26	156	101	1	7	0	570	51	1,976	2,027
鳥羽市	70	153	18	546	186	23	79	43	1	6	0	338	7	1,118	1,125
熊野市	59	121	12	662	198	58	92	82	0	3	0	433	10	1,277	1,287
いなべ市	98	190	21	881	259	39	119	73	2	6	0	498	33	1,655	1,688
志摩市	147	297	38	1,211	399	56	179	94	1	6	0	735	21	2,407	2,428
伊賀市	301	518	50	2,596	696	69	286	182	3	13	0	1,249	49	4,665	4,714
(市計)	3,810	6,404	836	32,700	10,206	1,149	4,711	2,791	64	187	0	19,108	1,215	61,643	62,858
木曾岬町	14	11	6	101	42	8	19	13	0	0	0	82	4	210	214
東員町	48	80	12	435	154	14	80	31	1	3	0	283	20	838	858
菰野町	65	120	13	723	230	37	134	61	2	3	0	467	26	1,362	1,388
朝日町	11	24	3	110	49	3	20	18	0	0	0	90	8	230	238
川越町	14	21	5	203	79	9	36	11	0	0	0	135	8	370	378
多気町	32	73	4	281	95	2	36	28	1	1	0	163	12	541	553
明和町	46	112	9	499	184	13	53	42	0	3	0	295	22	939	961
大台町	18	37	8	295	79	12	26	26	0	0	0	143	5	496	501
玉城町	39	52	10	319	108	20	47	20	1	1	0	197	13	604	617
度会町	25	46	1	179	71	4	26	17	1	1	0	120	3	368	371
大紀町	36	51	2	291	85	17	49	17	1	1	0	170	4	546	550
南伊勢町	73	153	17	523	213	25	60	39	0	4	0	341	11	1,096	1,107
紀北町	43	89	15	507	134	6	74	36	0	1	0	251	9	896	905
御浜町	21	32	2	198	50	19	21	23	0	1	0	114	2	365	367
紀宝町	21	40	10	293	83	13	37	27	0	0	0	160	7	517	524
(町計)	506	941	117	4,957	1,656	202	718	409	7	19	0	3,011	154	9,378	9,532
その他											240	240	0	240	240
県合計	4,316	7,345	953	37,657	11,862	1,351	5,429	3,200	71	206	240	22,359	1,369	71,261	72,630



(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師

① 平成30年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	10	20	14	7	9	12	72
指定件数	10	20	14	7	9	12	72
うち新規指定者	10	19	13	7	7	11	67

② 医師指定の推移(過去5年間の状況)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定申請件数	47	47	50	50	58	72
指定件数	47	47	50	50	58	72

障害保健福祉圏域別指定医師配置状況 (平成31年4月1日現在)

	実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害	肝臓機能 障害
桑名員弁	220	816	23	23	28	39	23	155	109	112	109	82	88	1	24
桑名市	172	659	16	19	24	33	20	120	86	90	87	68	74	1	21
いなべ市	37	121	5	2	2	4	1	27	17	17	17	13	13	0	3
木曾岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	11	36	2	2	2	2	2	8	6	5	5	1	1	0	0
四日市	435	1570	47	39	56	84	48	293	216	233	215	139	154	6	40
四日市市	394	1417	42	34	51	76	44	264	194	209	195	125	139	6	38
菟野町	30	116	4	5	5	7	4	21	16	17	14	11	11	0	1
朝日町	4	12	0	0	0	0	0	2	2	3	2	1	1	0	1
川越町	7	25	1	0	0	1	0	6	4	4	4	2	3	0	0
鈴鹿・亀山	244	863	29	23	28	50	24	178	117	118	117	71	87	3	18
鈴鹿市	209	742	23	20	25	46	21	155	100	103	99	60	75	3	12
亀山市	35	121	6	3	3	4	3	23	17	15	18	11	12	0	6
津	509	1,913	68	59	74	112	69	345	262	253	260	167	185	9	50
津市	509	1,913	68	59	74	112	69	345	262	253	260	167	185	9	50
松阪多気	276	989	30	22	33	47	22	196	145	152	141	77	101	2	21
松阪市	229	807	26	18	27	37	18	158	118	127	115	60	83	1	19
多気町	4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0	0
明和町	28	114	3	3	5	8	3	22	17	15	15	11	10	1	1
大台町	15	56	0	1	1	2	1	13	8	8	9	5	7	0	1
伊勢志摩	256	954	34	30	37	52	29	182	136	136	134	71	91	4	18
伊勢市	169	611	27	25	31	41	23	111	83	84	80	40	55	2	9
鳥羽市	14	67	1	0	0	2	1	13	10	9	10	8	8	2	3
志摩市	46	163	6	4	5	7	4	32	23	24	24	15	16	0	3
玉城町	11	54	0	1	1	2	1	10	8	8	8	7	7	0	1
度会町	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
南伊勢町	9	38	0	0	0	0	0	9	8	7	7	1	4	0	2
大紀町	6	20	0	0	0	0	0	6	4	4	5	0	1	0	0
伊賀	165	555	14	11	11	19	8	112	82	86	79	57	65	0	11
名張市	73	229	5	5	5	9	5	47	36	36	37	17	24	0	3
伊賀市	92	326	9	6	6	10	3	65	46	50	42	40	41	0	8
紀北	52	217	6	5	5	10	4	37	30	30	29	23	24	2	12
尾鷲市	35	131	6	5	5	6	4	22	15	17	15	14	14	0	8
紀北町	17	86	0	0	0	4	0	15	15	13	14	9	10	2	4
紀南	27	98	3	1	2	4	2	20	15	15	14	7	12	0	3
熊野市	11	47	2	0	1	2	1	8	8	8	7	3	6	0	1
御浜町	14	41	1	1	1	2	1	10	5	5	5	4	4	0	2
紀宝町	2	10	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	2	0	0
合計	2,184	7,975	254	213	274	417	229	1,518	1,112	1,135	1,098	694	807	27	197

(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数

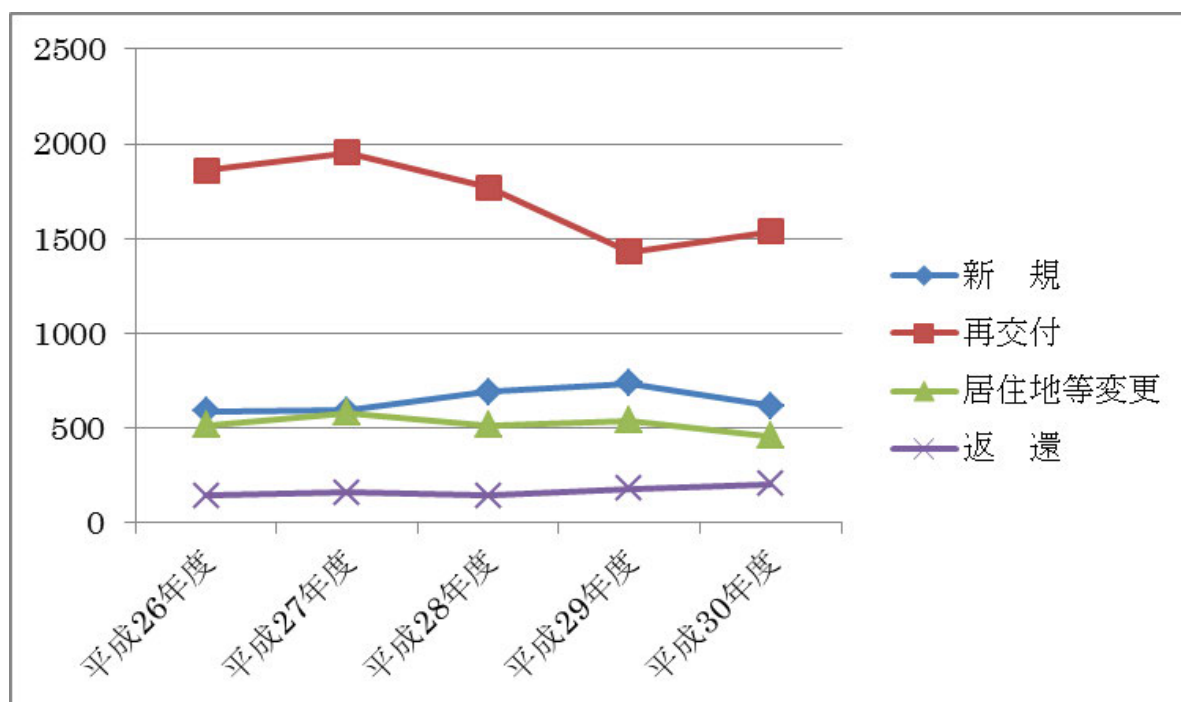
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

市町名	新規交付	再交付	居住地等変更	返還	計
津市	73	242	76	31	422
四日市市	132	257	90	36	515
伊勢市	34	113	35	14	196
松阪市	55	130	47	19	251
桑名市	61	109	34	8	212
鈴鹿市	81	199	40	22	342
名張市	17	88	25	7	137
尾鷲市	7	13	3	2	25
亀山市	13	42	10	7	72
鳥羽市	0	20	4	1	25
熊野市	7	14	1	4	26
いなべ市	19	36	8	8	71
志摩市	9	33	14	5	61
伊賀市	26	73	31	8	138
市計	534	1,369	418	172	2,493
木曾岬町	5	7	2	1	15
東員町	7	12	3	1	23
菰野町	19	27	8	7	61
朝日町	8	10	1	1	20
川越町	5	10	1	0	16
多気町	8	11	4	3	26
明和町	8	12	2	0	22
大台町	1	4	0	1	6
玉城町	1	14	3	1	19
度会町	4	5	3	0	12
大紀町	0	8	2	4	14
南伊勢町	3	7	2	4	16
紀北町	4	18	1	0	23
御浜町	5	11	2	1	19
紀宝町	3	9	2	3	17
町計	81	165	36	27	309
合計	615	1,534	454	199	2,802

(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数

処理区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規	585	588	687	735	615
再交付	1,857	1,952	1,767	1,431	1,534
小計	2,442	2,540	2,454	2,166	2,149
居住地等変更	511	576	511	538	454
返還	140	154	140	175	199
合計	2,873	3,093	3,270	3,105	2,802

処理件数の推移



(7) 療育手帳交付者数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,475	845	158	360	518	888	914	1,802	1,046	1,274	2,320
四日市市	1,609	963	255	534	789	756	1,027	1,783	1,011	1,561	2,572
伊勢市	579	372	60	141	201	376	374	750	436	515	951
松阪市	847	518	95	232	327	510	528	1,038	605	760	1,365
桑名市	657	391	56	140	196	360	492	852	416	632	1,048
鈴鹿市	1,061	604	144	377	521	554	590	1,144	698	967	1,665
名張市	467	285	48	133	181	229	342	571	277	475	752
尾鷲市	95	61	7	25	32	61	63	124	68	88	156
亀山市	253	102	32	66	98	105	152	257	137	218	355
鳥羽市	100	71	5	8	13	90	68	158	95	76	171
熊野市	131	80	5	34	39	95	77	172	100	111	211
いなべ市	220	144	27	61	88	140	136	276	167	197	364
志摩市	212	157	12	25	37	182	150	332	194	175	369
伊賀市	493	329	50	123	173	271	378	649	321	501	822
(市計)	8,199	4,922	954	2,259	3,213	4,617	5,291	9,908	5,571	7,550	13,121
木曾岬町	31	17	9	9	18	14	16	30	23	25	48
東員町	95	57	16	23	39	64	49	113	80	72	152
菰野町	249	96	20	78	98	139	108	247	159	186	345
朝日町	37	23	9	20	29	17	14	31	26	34	60
川越町	73	29	7	20	27	39	36	75	46	56	102
多気町	79	57	7	25	32	45	59	104	52	84	136
明和町	109	57	10	28	38	48	80	128	58	108	166
大台町	60	35	4	9	13	39	43	82	43	52	95
玉城町	88	45	10	11	21	46	66	112	56	77	133
度会町	33	22	5	5	10	20	25	45	25	30	55
大紀町	44	28	4	8	12	35	25	60	39	33	72
南伊勢町	80	59	4	8	12	68	59	127	72	67	139
紀北町	97	72	13	17	30	75	64	139	88	81	169
御浜町	52	39	5	11	16	39	36	75	44	47	91
紀宝町	48	41	5	12	17	41	31	72	46	43	89
(町計)	1,175	677	128	284	412	729	711	1,440	857	995	1,852
県合計	9,374	5,599	1,082	2,543	3,625	5,346	6,002	11,348	6,428	8,545	14,973

年齢別・性別・障がい程度別療育手帳交付者数

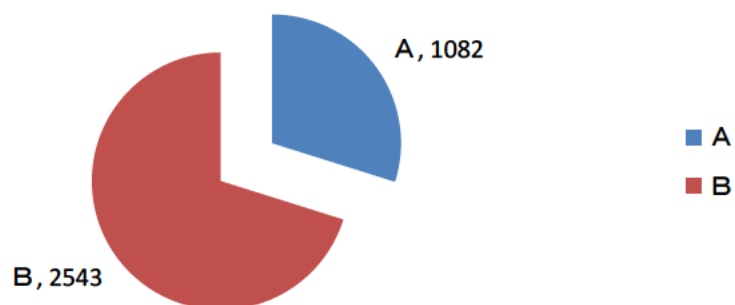
(単位:人)

項目		障がい程度		計
		A	B	
18歳以上	男	3,218	3,694	6,912
	女	2,128	2,308	4,436
	計	5,346	6,002	11,348
18歳未満	男	730	1,732	2,462
	女	352	811	1,163
	計	1,082	2,543	3,625
合計	男	3,948	5,426	9,374
	女	2,480	3,119	5,599
	計	6,428	8,545	14,973

18歳以上の療育手帳交付者



18歳未満の療育手帳交付者



(8) 相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

- ① 自立支援医療（更生医療）相談
- ② 補装具相談
- ③ 施設入所相談
- ④ その他関連する相談

(9) 判定業務

医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を確認し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。

判定には、書類判定と来所判定があります。

平成 30 年度医学的判定

種 別	来所判定日	時 間
整形外科	火曜日（月 3 回）	13:30～16:30
耳鼻科	毎月第 2・4 木曜日	10:30～11:30
内 科	書類判定	随 時
心臓血管外科	書類判定	随 時
泌尿器科	書類判定	随 時
眼 科	書類判定	随 時

(10) 判定等実施状況

平成 30 年度中に実施した判定依頼件数は 1,038 件でした。

来所（書類判定を含む）による実施件数が 1,062 件でした。

判定依頼及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する判定依頼件数が 765 件、判定件数が 783 件、更生医療の給付に関する判定依頼件数が 273 件、判定件数が 279 件でした。

※判定依頼件数＝平成 30 年度中の日付（H30.4.1～H31.3.31）で受け付けた判定依頼件数

※判定件数＝平成 30 年度中の日付（H30.4.1～H31.3.31）で判定書を交付した件数

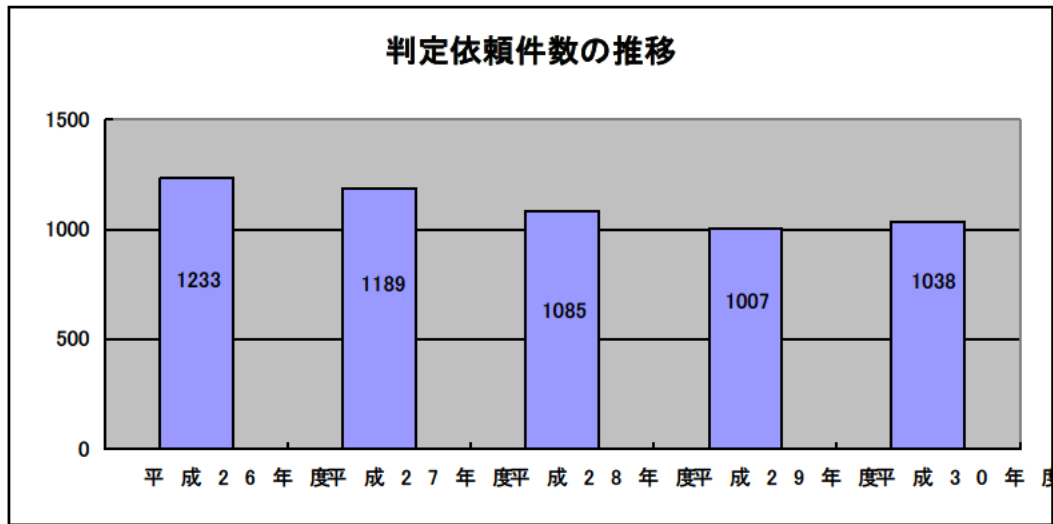
平成 30 年度判定依頼・判定件数

区 分		来 所	計	構成比
判定依頼件数		1,038	1,038	—
判定依頼内容	更生医療	273	273	26.3%
	補装具	765	765	73.7%
	職業	0	0	0.0%
	施設	0	0	0.0%
	生活	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,038	1,038	100.0%
判定内容	更生医療	279	279	26.3%
	補装具	783	783	73.7%
	心理判定	0	0	0.0%
	職業判定	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,062	1,062	100.0%
判定書交付件数		1,062	1,062	100.0%

※ 来所には、書類による判定を含む

(11) 判定依頼件数の過去5年間の推移

相談・判定 件数の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1,233	1,189	1,085	1,007	1,038



(12) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
来所	1,233	1,189	1,085	1,007	1,038
巡回	0	0	0	0	0
計	1,233	1,189	1,085	1,007	1,038

※ 来所には、書類による判定を含む
 ※ 巡回は平成22年度をもって廃止

(13) 判定依頼状況の過去5年間の推移

手帳診断（障害程度の判定）は平成20年度をもって廃止しました。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
更生医療	376	337	304	277	273
補装具	857	852	781	730	765
心理判定	0	0	0	0	0
手帳診断	0	0	0	0	0
職業判定	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	1,377	1,189	1,085	1,007	1,038

(14) 更生医療の判定件数

医療内容例		件数	比率
心臓機能障害	バイパス術	8	2.9%
	弁置換術・弁形成術	17	6.1%
	ペースメーカー植え込み術	2	0.7%
	その他	0	0%
じん臓機能障害	透析療法	124	44.5%
	免疫抑制療法	15	5.4%
	腎移植	34	12.3%
肢体不自由	人工関節置換術・他	36	13.0%
	その他	3	1.0%
肝臓障害	肝臓移植	2	0.7%
	免疫抑制療法	3	1.0%
免疫機能障害	免疫調整療法	28	10.0%
聴覚・音声・言語機能障害	人工内耳	3	1.0%
	顎形成・歯列矯正・他	4	4.4%
視覚障害	水晶体再建術	0	0%
計		279	100.0%

(15) 補装具判定の状況

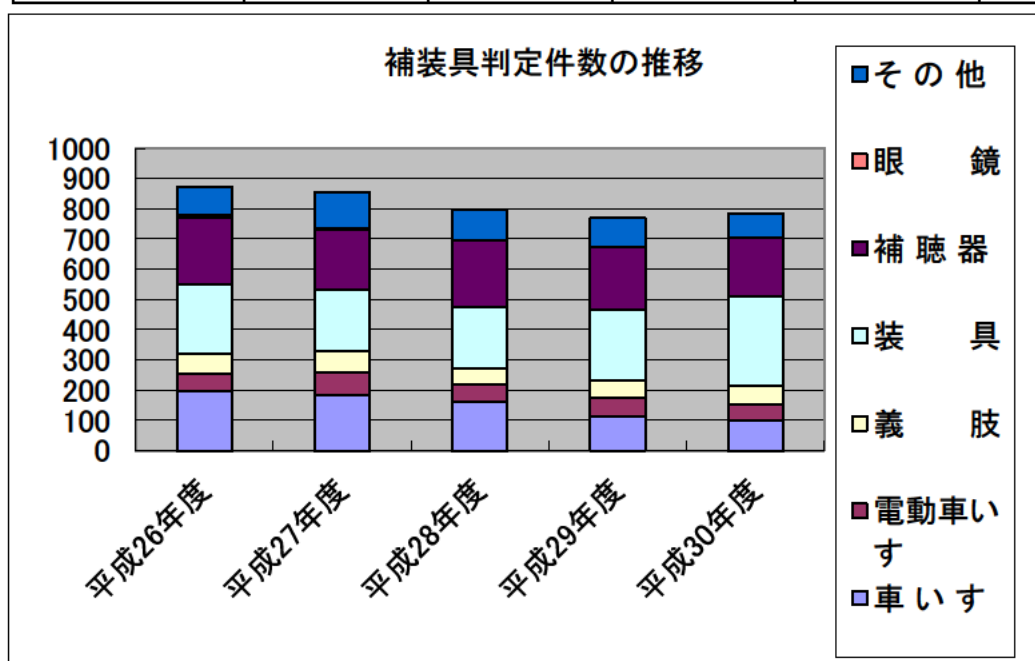
補装具の判定は、装具が最も多く 37.6%、次いで補聴器が 24.6%、車いすが 12.6%となっています。

平成 30 年度補装具の判定件数

種目	件数	比率
車いす	99	12.6
電動車いす	54	6.9
義肢	63	8.0
装具	294	37.6
補聴器	191	24.6
眼鏡	0	0
その他	81	10.3
計	783	100.0%

※年度別判定状況（過去 5 年間の推移）

種 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
車 い す	196	184	161	114	99
電動車いす	59	76	56	61	54
義 肢	65	67	55	56	63
装 具	231	207	204	236	294
補 聴 器	218	195	219	205	192
眼 鏡	8	5	0	0	0
そ の 他	94	120	102	97	81
計	871	854	797	769	783



(16) 研修の状況

① 第3回市町障がい者福祉担当職員研修

身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修を実施しました。

平成 30 年 4 月 25 日 60 名

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 自立支援医療（更生医療）
- ・ 補装具総論（制度の概要、判定事務等）
- ・ 補装具各論 1（整形外科）
- ・ 補装具各論 2（耳鼻科、眼科）
- ・ 障害者支援施設入所関係事務

- ② 第4回市町障がい者福祉担当職員研修
身体障がい者福祉担当職員を対象に、専門研修として行いました。

平成30年10月26日 23名

- ・ 補装具の現物説明、操作・装用体験
- ・ 補装具・更生医療事務に関する説明及び質疑応答
- ・ 身体障害者事務に関する意見交換

(17) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- ① 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を2回行いました。
- ② 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。

(18) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

指定自立支援医療機関の指定について、44件の指定を行いました。

また、指定更新396件、医師変更承認8件、その他変更届225件を受理しました。

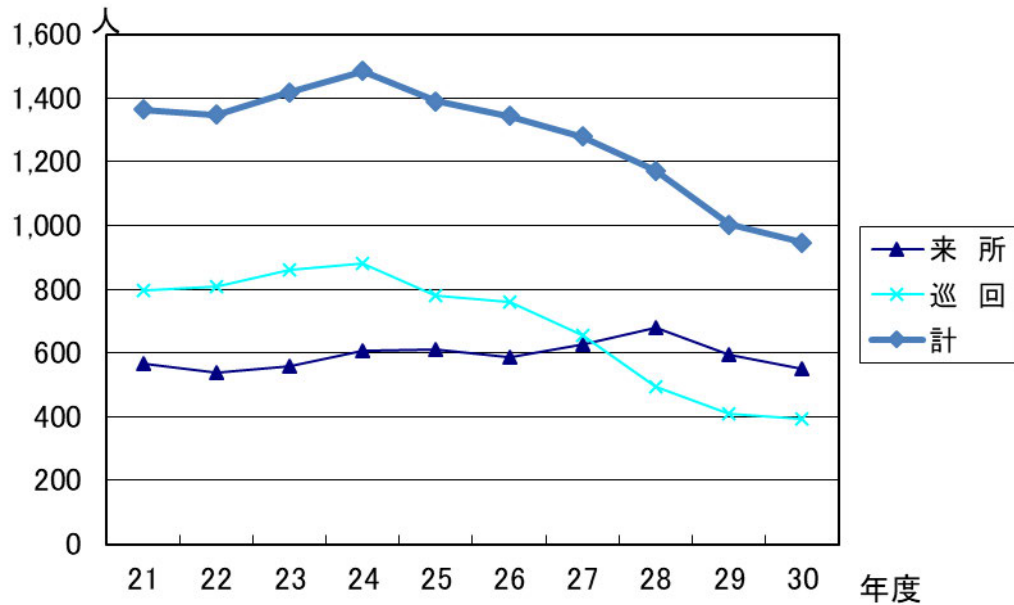
2 知的障害者支援課

(1) 年度別相談人員の推移

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
来所	567	540	557	605	610	586	625	680	593	550
巡回	796	807	862	879	780	758	655	493	409	395
計	1,363	1,347	1,419	1,484	1,390	1,344	1,280	1,173	1,002	945

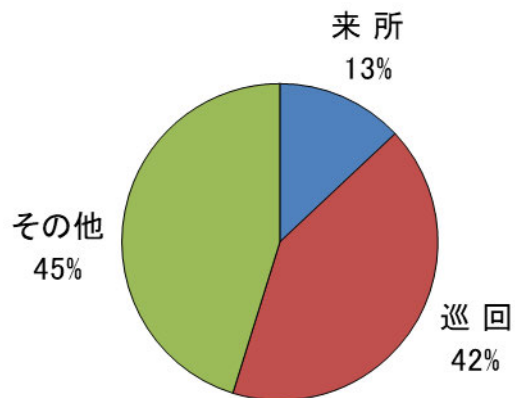
(注) 厚生労働省分類による

なお、「来所」には書面をもって判定を行った場合なども含む



(2) 相談形態割合

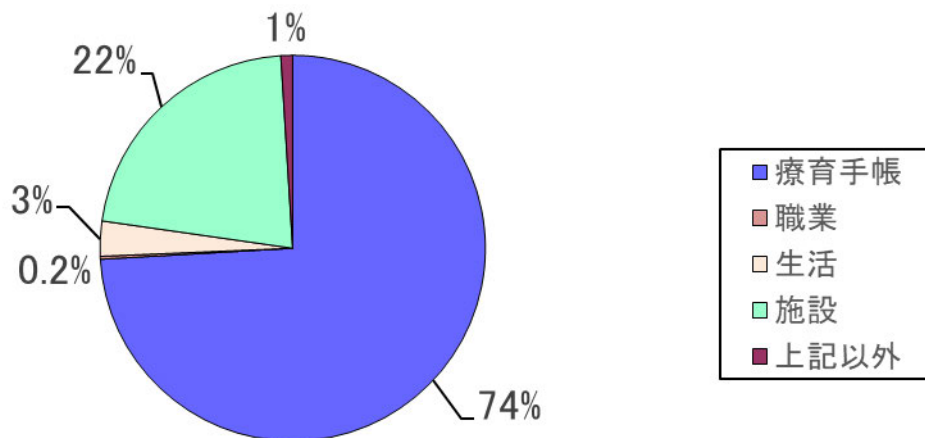
項目	人員	割合
来所	123	13%
巡回	395	42%
その他	427	45%
計	945	100%



(3) 相談判定処理状況

区分		来 所	巡 回	その他	合 計
取扱人員		123	395	427	945
相談内容	施設	31	89	8	128
	職親委託	0	0	0	0
	職業	0	1	24	25
	医療保健	0	0	0	0
	生活	2	12	1	15
	教育	0	2	0	2
	療育手帳	95	303	64	462
	その他	0	2	330	332
	計	128	409	427	964
判定内容	医学的判定	0	0	0	0
	心理学的判定	107	337	4	448
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	11	39	4	54
	計	118	376	8	502
判定書 数等 交付	障害支援区分	0	0	0	0
	療育手帳	96	301	29	426
	その他	13	48	352	413
	計	109	349	381	839

☆ 巡回



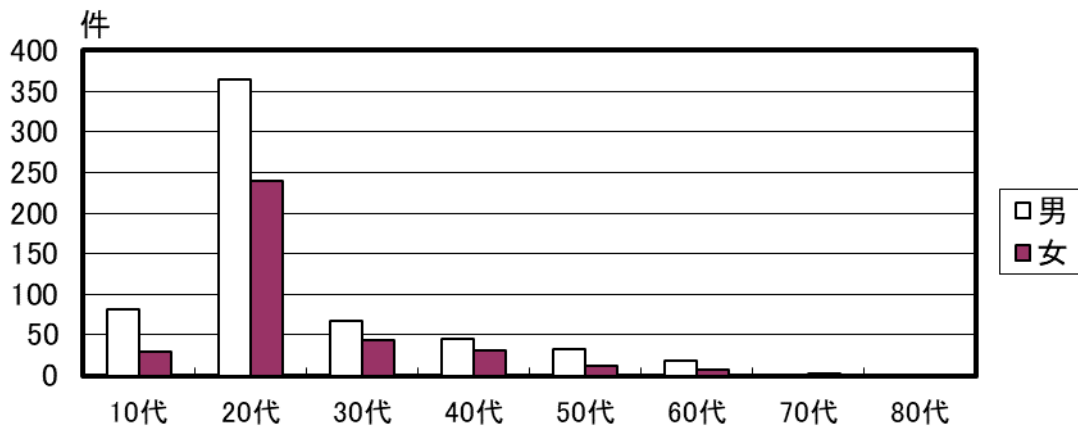
(4) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	計
津市	149	27	0	3	0	2	0	72	50	154
四日市市	138	22	0	1	0	7	0	58	53	141
伊勢市	58	8	0	2	0	2	0	29	18	59
松阪市	84	8	0	3	0	0	0	43	31	85
桑名市	82	5	0	4	0	1	1	36	36	83
鈴鹿市	113	10	0	1	0	0	0	63	40	114
名張市	36	9	0	0	0	1	0	25	4	39
尾鷲市	8	0	0	0	0	0	0	7	1	8
亀山市	35	3	0	3	0	1	0	15	14	36
鳥羽市	7	0	0	0	0	0	0	3	4	7
熊野市	8	2	0	0	0	0	0	5	1	8
いなべ市	39	7	0	1	0	0	1	19	12	40
志摩市	20	3	0	1	0	0	0	11	6	21
伊賀市	44	5	0	2	0	0	0	21	16	44
市計	821	109	0	21	0	14	2	407	286	839
木曾岬町	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
東員町	3	0	0	0	0	0	0	1	2	3
菰野町	24	2	0	0	0	1	0	10	11	24
朝日町	8	5	0	0	0	0	0	1	2	8
川越町	8	0	0	1	0	0	0	4	3	8
多気町	6	2	0	0	0	0	0	3	1	6
明和町	9	0	0	2	0	0	0	3	4	9
大台町	6	2	0	0	0	0	0	4	0	6
玉城町	9	4	0	0	0	0	0	3	3	10
度会町	5	0	0	0	0	0	0	3	2	5
大紀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊勢町	12	2	0	0	0	0	0	6	4	12
紀北町	10	2	0	0	0	0	0	4	4	10
御浜町	14	0	0	0	0	0	0	8	6	14
紀宝町	3	0	0	0	0	0	0	1	2	3
町計	118	19	0	3	0	1	0	52	44	119
県計	939	128	0	24	0	15	2	459	330	958
県外	6	0	0	1	0	0	0	3	2	6
合計	945	128	0	25	0	15	2	462	332	964

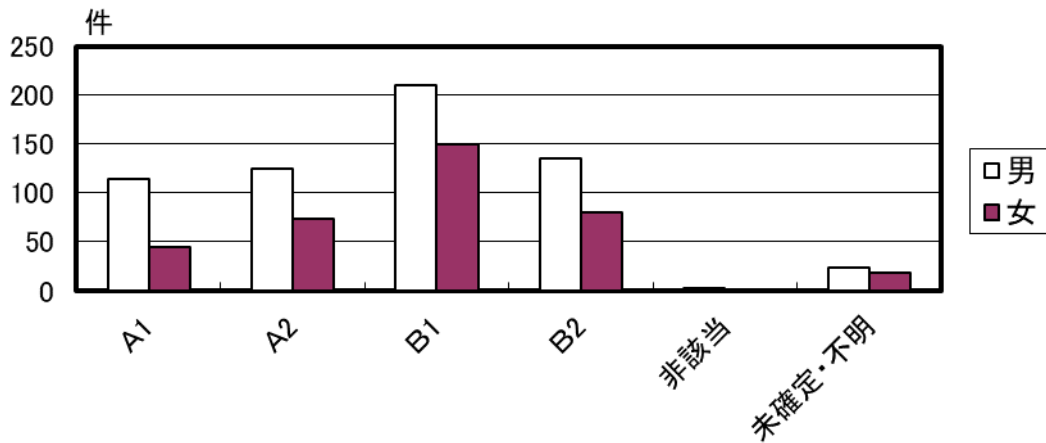
障害保健福祉圏域別相談判定状況

圏域名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
桑名員弁	125	12	0	5	0	1	2	57	50	127
四日市	178	29	0	2	0	8	0	73	69	181
鈴鹿亀山	148	13	0	4	0	1	0	78	54	150
津	149	27	0	3	0	2	0	72	50	154
松阪多気	105	12	0	5	0	0	0	53	36	106
伊勢志摩	111	17	0	3	0	2	0	55	37	114
伊賀	80	14	0	2	0	1	0	46	20	83
紀北	18	2	0	0	0	0	0	11	5	18
紀南	25	2	0	0	0	0	0	14	9	25
県外	6	0	0	1	0	0	0	3	2	6
合計	945	128	0	25	0	15	2	462	332	964

(5) 男女別年齢別相談件数

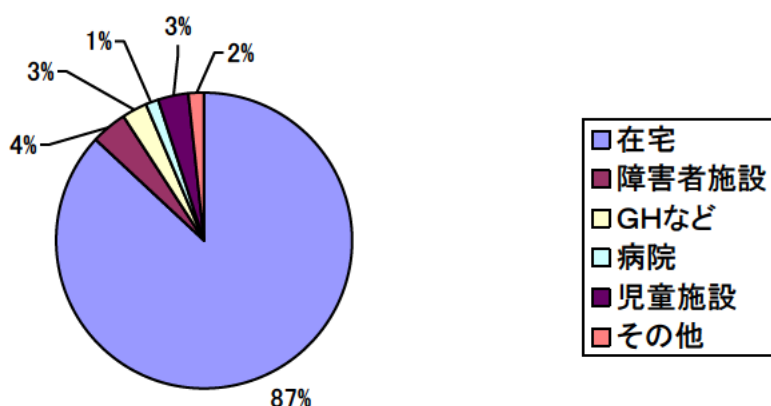


(6) 男女別程度別相談件数

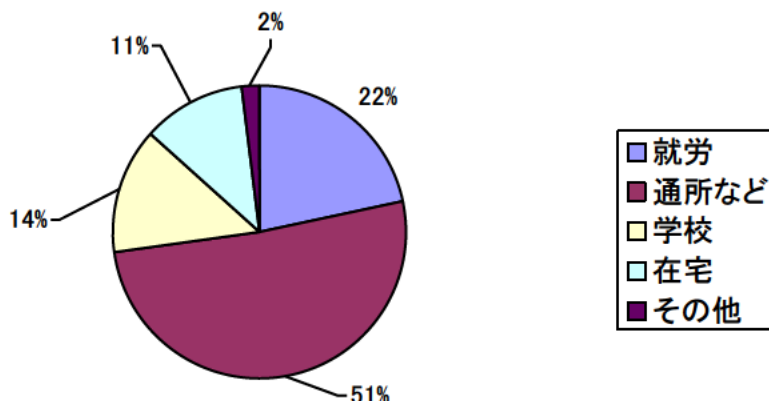


(7) 生活活動状況別相談割合

☆ 生活状況



☆ 活動状況



(8) 地域支援の状況

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に計 22 回出席し、施設入所希望者の現状把握のほか、困難事例の検討等を行いました。

また、これとは別に、市町等が単独で実施する個別事例の支援会議等には計 16 回参加しました。

② 入所調整

平成 30 年度に知的障がい者支援に係る障害者支援施設への入所を希望し、新たに待機者名簿へ掲載した者は 54 名でした。入所した対象者は 39 名で、待機者（実人数）は平成 31 年 4 月 1 日現在で 269 名となりました。待機者（実人数）は、平成 26 年度の 295 名から年々減少し、平成 29 年度には 262 名となりましたが、平成 30 年度は増加に転じました。また、待機者 269 名のうち優先度 A が 11 名、B が 87 名、C が 166 名、D が 5 名で、施設の空きが出てもただちに入所を希望しない C や D の人が半数以上を占めている状態です。

入所調整については、平成 23 年度に「三重県障害者支援施設利用調整実施要領」を制定し実施してきたところですが、平成 25 年度には市町や施設の意見も参考にしながら要領の改正の検討を行いました。主な改正点は、地域の協議会等での入所検討資料にサービス等利用計画等を用いることや、福祉型障害児入所施設に入所している過齢児のうち障害者支援施設への入所が必要な者についての優先度の見直し等です。(平成 26 年 4 月 1 日施行)

また、平成 27 年度、平成 29 年度には優先度に関するガイドラインの見直しを行い、短期入所が長期に亘っており、今後も継続して施設入所が必要な者等についての優先度を検討しました。(平成 28 年 4 月 1 日施行、平成 29 年 9 月 1 日施行)

③ 行動観察事業

平成 30 年度に行動観察事業を利用した利用者はありませんでした。

(9) 研修の状況

① 第 3 回市町障がい福祉担当等職員基礎研修<知的障がいの部>

日 時	平成 30 年 4 月 25 日 (水)
場 所	三重県人権センター大セミナー室
対象者	市町知的障がい者福祉担当職員
内 容	知的障害者支援課作成の「市町知的障がい者福祉担当業務マニュアル」に基づき業務概要を説明 ・知的障がいについて ・療育手帳について ・療育手帳判定の流れについて ・施設入所調整について ・その他
出席者数	60 名

② 知的障がい者福祉担当専門研修会

日 時	平成 30 年 11 月 2 日 (金)
場 所	三重県人権センター大セミナー室
対象者	福祉行政及び障害福祉サービス事業所等において、知的障がい者福祉業務に従事している職員
内 容	映画上映会『夜明け前の子どもたち』
参加者数	25 名

3 地域支援課

(1) 相談支援事業

県内に設置した障がい者の相談支援センターの利用者数（登録者数）

① 障がい者就業・生活支援事業

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数	3, 4 2 0 人	3, 8 8 5 人	4, 1 1 6 人	3, 8 9 1 人

② 障がい児等療育相談支援事業

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数	2, 8 7 0 人	3, 0 7 2 人	2, 7 8 9 人	2, 0 3 6 人

③ 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (延数)	1, 0 5 3 人	1, 0 3 1 人	1, 9 5 2 人	1, 7 4 8 人

④ 自閉症・発達障害支援センター運営事業

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	1, 6 3 3 人	2, 6 1 4 人	2, 8 9 6 人	3, 5 8 0 人

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数	3 9 5 人	3 7 4 人	3 0 2 人	2 7 5 人

(2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援

平成 21 年度中に、すべての市町に地域自立支援協議会が設置されましたが、活動状況は様々で、地域格差がありました。そのため、平成 21 年度にはすべての市町を訪問し、地域自立支援協議会の活動状況を把握するとともに、実際に地域自立支援協議会に参加し、協議会運営等の課題の把握に努めました。

さらに、平成 22 年度から三重県地域自立支援協議会運営強化支援事業を実施し、各圏域にエリアマネージャーを配置し運営の強化を図りました。エリアマネージャー会議の開催により情報の共有と更なる強化等に取り組みました。

平成 24 年度からは、エリアマネージャーを圏域アドバイザーに改称し、相談支援体制強化事業として従来の取組に加え、相談支援体制強化に向けた支援を行って

きました。合わせて、スーパーバイザーを配置し相談支援体制強化、人材育成の推進、強化を図りました。平成29年度には各市町等に基幹型相談支援センターが設置されてきていることから、圏域アドバイザーを廃止し、基幹型相談支援センター設置促進とともに、地域のスーパーバイズ体制構築のため、スーパーバイザーを7人に増員して支援しています。

(3) 人材育成支援事業

① 障害支援区分認定調査員研修

障害支援区分の認定調査を行う市町職員等を対象として実施しました。

【日 時】 平成30年4月24日、9月7日の2回実施

【参加者数】 74名

② 審査会委員研修

障害支援区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行いました。

【日 時】 平成30年4月26日、5月17日、の2回実施

【参加者数】 11名

③ 相談支援従事者初任者研修

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成30年7月24日~25日、7月31日~8月1日、8月27日~28日、6日間

【参加者数】 121名

④ 相談支援従事者現任者研修

相談支援従事者初任者研修の受講者を対象として、相談支援従事者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成30年9月19日~21日の3日間

【参加者数】 142名

⑤ 相談支援従事者専門コース別研修（ファシリテーション研修）

三重県自立支援協議会人材育成検討部会の委員を対象に、質の高い人材育成を行える指導者の育成を目的として実施しました。

【日 時】 平成30年6月14日、27日

【参加者数】 35名

⑥ 相談支援従事者専門コース別研修（地域移行）

地域生活を支援する相談支援専門員等に求められる資質の向上を目的として実

施しました。

【日 時】 平成 30 年 10 月 10 日

【参加者数】 45 名

⑦ サービス管理責任者等研修

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的として、実施しました。

【日 時】 平成 30 年 10 月 31 日（共通講義）

平成 30 年 11 月 13 日、14 日（介護分野）

平成 30 年 11 月 21 日、22 日（地域生活（知的・精神）分野）

平成 30 年 12 月 6 日、7 日（就労分野）

平成 30 年 12 月 13 日、14 日（児童発達支援管理責任者研修）

【参加者数】	介護分野	66 名
	地域生活（知的・精神）分野	41 名
	就労分野	69 名
	児童発達支援管理責任者研修	89 名
	合 計	265 名

⑧ 強度行動障害支援者養成研修

自傷や他害行為に代表される著しい行動障害がある人に対して適切に支援が行えるよう、支援者に基礎的な知識と技術に関する情報を提供することを目的として実施しました。

【日 時】 平成 31 年 1 月 23 日（基礎研修講義）

1 月 24 日（基礎研修①クール演習）

2 月 4 日（基礎研修②クール演習）

2 月 5 日（基礎研修③クール演習）

2 月 21 日、22 日（実践研修）

【参加者数】 441 名

⑨ サービス提供事業者資質向上研修

障害保健福祉圏域において、地域のニーズに応じた研修を地域自立支援協議会が主催して企画実施し、支援者の養成と資質向上及び、地域のネットワーク構築を目的として実施しました。

【日 時】 平成 30 年中に 6 圏域で 10 回開催

⑩ 福祉担当職員等基礎研修

市町職員及び障がい福祉施設従事者等の初任者を対象に、「本人中心の支援とは」を共に考え、日頃の支援を振り返る機会とする基礎研修を実施しました。

【日 時】 平成 30 年 4 月 16 日、6 月 2 日

【参加者数】 235 名

(4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

① 三重県障害者権利擁護センター

相談・通報・届出受理件数（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

	養護者	施設従事者	使用者	不明	総数
受理件数	3 件	20 件	11 件	-件	34 件

*市町からの問い合わせ・相談、労働局、県庁障がい福祉課からの情報提供も含む

② 障害者虐待防止・権利擁護研修

障害者虐待の未然防止及び虐待の早期発見と虐待が疑われる事案への迅速な対応ができるよう研修を共通講義と障害者虐待防止センター担当職員等コース、障害者福祉施設従事者コースのコース別に、県社会福祉協議会に委託して実施しました。

【日 時】 平成 31 年 1 月 9 日(共通講義)

1 月 31 日(障害者虐待防止センター担当職員等コース)

2 月 25 日(障害者福祉施設従事者コース)

【参加者数】 371 名

令和元年度版

事 業 概 要

発 行

令和元年 7 月
三重県障害者相談支援センター
〒514-0113
三重県津市一身田大古曾670番地2
電 話 (059) 236 - 0400
